

## 除雪作業にご協力を！

除雪作業車での事故・破損などありましたら、下記までご連絡ください

道路に雪を捨てないでください。

除雪車で寄せた雪を道路に戻したり、各家庭の雪を道路に押し出したりしないでください。

深夜作業にご理解を。

除排雪作業は交通渋滞をひき起こさないために、交通量の少ない夜間・早朝に行われます。

路上駐車はやめましょう。

路上の駐停車は除雪の妨げになるのでやめましょう。また、故障などでやむをえず路上におくときは、赤旗などの目印を立ててください。

通行規制にご協力を。

除排雪作業を迅速・安全に進めるために一時通行止めにする場合があります。

除雪車の30m以内に近寄らないでください。

除雪車は前後10mは死角となります。また、雪の中の碎石、ガラス等が飛び散る場合もあるので、30m以内に近寄らないようお願いします。

寄せ雪処理にご協力を。

除雪作業は道路の左右に雪を寄せることを基本としています。除雪車は万能ではなく、また、作業時間の制約もあるため寄せ雪が残ってしまいます。各ご家庭や地域で協力し合い、除雪にご協力くださるようお願いいたします。

### <除雪に関するお問い合わせ先>

東通村まちづくり整備課 ☎ 27-2111 (内線314・315)

受付時間	平日	土曜・日曜・祝祭日
8:15 ~ 17:00	まちづくり整備課	役場 (日直者)
17:00 ~	役場 (警備員)	役場 (警備員)

パソコンからご覧になれます！

<http://www.koutsu-aomori.com>

青森

みち情報

ケータイからご覧になれます！

<http://aomori.cc/road/>



## 除雪機を貸し出したします

村では、老人世帯等の除雪に役立てていただくために、要望に応じて、部落会などに対して除雪機の貸し出しを行っております。

貸し出し期間：1回の貸し出しにつき5日以内

使用の条件：使用料は無料です。ただし、燃料は満タンの状態で貸し出したしますので、使用した分は使用者が補充し、満タンにしたうえで返還してください。使用者は運搬等に必要な軽トラック等を準備してください。



使用に際し、自責他責を問わず事故あるいはケガを負った場合、その責は使用者が負います。

※詳しくは、村HP又は、経営企画課（電話27-2111）へお問い合わせください。